

議案第 37 号

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 24 年 2 月 28 日提出

伊賀市長 内 保 博 仁

記

外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例

(伊賀市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 伊賀市印鑑条例（平成 16 年伊賀市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる者とする」を「住民基本台帳法（昭
和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されて
いる者とする」に改め、同項各号を削る。

第 3 条第 2 項中「書類」を「書面」に改める。

第 4 条中「当該登録申請者」の次に「又はその代理人」を加え、「本人の意思」を「申
請者本人の意思」に改める。

第 5 条第 1 項中「郵送」の次に「その他市長が適当と認める方法」を加え、「当該照会
の日から 1 か月」を「当該照会の日から 30 日」に改め、「その回答書」の次に「及
び市長が適当と認める書類」を加え、後段を削り、同条第 2 項中「本人の意思」を「申
請者本人の意思」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「市長が当該登録申請者が
本人であること、及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを」を「当該登録
申請者が本人であること、及び当該申請が申請者本人の意思に基づくものであることを
市長が」に改め、同項第 1 号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」

を削り、同項第2号中「受けた者」を「受けている者」に改める。

第6条第2項第1号中「住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名」を「住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称」に改め、同項第2号中「氏名」を「氏名又は通称」に改め、同項第5号中「損耗又は摩耗により」を削り、同条に次の1項を加える。

3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第7条第1項中「直ちに印鑑の登録の原票（以下「印鑑登録原票」という。）を作成し、登録しなければならない」を「直ちに印鑑登録原票を作成し、登録するものとする」に改める。

第8条第4号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合は、氏名及び通称）」を加え、同条に次の1号を加える。

(7) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

第8条に次の1項を加える。

2 前項に掲げる事項のほか、市長は、印鑑の登録及び証明に関して必要と認めるその他の事項を登録することができるものとする。

第9条第1項中「交付するものとする」を「直接交付するものとする」に改め、同条第2項中「提出して代理人により、交付を受けることができる」を「提出した代理人に直接交付するものとする」に改める。

第10条中「又は外国人登録原票に登録」を削る。

第11条第1項及び同条第2項中「届け出なければならない」を「書面で届け出なければならない」に改める。

第12条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「消除」を「抹消」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 住民基本台帳を削除したとき。

第12条第3号中「第6条第2項第1号の規定に該当したとき」を「氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。）を変更した（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）とき」に改め、同条第5号中「削除」を「抹消」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項において、転出したこと、死亡したこと又は法第30条の45の表の上欄に掲げるものではなくなったこと（日本の国籍を取得した場合を除く。）を除く事由による登録の抹消については、印鑑の登録を受けていた者にこのことを通知するものとする。

第13条第3号中「削除」を「抹消」に改める。

第14条第1項第2号中「氏名」の次に「（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合は、氏名及び通称）」を加え、同条第1項に次の1号を加える。

(5) 外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名のカタカナ表記

（伊賀市外国人高齢者福祉給付金支給条例の一部改正）

第2条 伊賀市外国人高齢者福祉給付金支給条例（平成16年伊賀市条例第135号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 昭和57年1月1日前から平成24年7月8日まで、廃止前の外国人登録法に基づく外国人登録をされていたこと。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 平成24年7月9日以後、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をされていること。

（伊賀市工場誘致条例の一部改正）

第3条 伊賀市工場誘致条例（平成16年伊賀市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に基づき登録された居住地」及び「又は居住地」を削る。

（伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例（平成16年伊賀市条

例第 185 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 壬生野東部浄化センターの項、上三ヶ区地区農業集落排水処理施設 中矢地区農業集落排水処理施設第 1 中矢地区集落排水処理施設第 2 (単独) の項及び鞆田地区農業集落排水処理施設の項中「住民基本台帳及び外国人登録の人数」を「住民基本台帳の人数」に改める。

(伊賀市公共下水道条例の一部改正)

第 5 条 伊賀市公共下水道条例 (平成 16 年伊賀市条例第 219 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考 4、別表第 3 備考 4 及び別表第 4 備考 4 中「住民基本台帳及び外国人登録の人数」を「住民基本台帳の人数」に改める。

(伊賀市外国人住民協議会条例の一部改正)

第 6 条 伊賀市外国人住民協議会条例 (平成 19 年伊賀市条例第 42 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「外国人登録法 (昭和 27 年法律第 125 号) の規定により登録している者及び」を削る。

(伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正)

第 7 条 伊賀市住民基本台帳カードの利用に関する条例 (平成 20 年伊賀市条例第 46 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 30 条の 44 第 8 項」を「第 30 条の 44 第 12 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、第 3 条の規定による改正前の伊賀市工場誘致条例 (以下「旧条例」という。) 第 3 条の規定により、指定工場の指定を受けたものについては、なお従前の例による。ただし、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の伊賀市工場誘致条例の相当規定によりなされたものとみなす。